

【HP公開用】

山形地方最低賃金審議会

【第5回】

期 日 令和2年10月26日（月）

場 所 山形労働局 大会議室

山 形 労 働 局

山形地方最低賃金審議会（第5回）議事次第

1 開 会

2 議事録署名委員指名

3 議 事

（1）特定（産業別）最低賃金改定決定の答申について

（2）その他

4 閉 会

令和2年度 特定（産業別）最低賃金決定状況

業種	改正前 最低賃金額 時間額	必要性審議 諮問月日	必要性審議 答申月日	金額審議 諮問月日	専門部会 結審日	専門部会 採決状況	専門部会 開催回数	改正 時間額	引上げ額	引上げ率	効力発生 年月日（予定）
ポンプ・圧縮機器、一般 産業用機械・装置等製造 業（略称）	859	8月7日	8月25日	8月25日	10月21日	○	4回	862	+3	0.35%	令和2年12月25日
電子部品・デバイス・電 子回路、電気機械器具製 造業（略称）	843	8月7日	8月25日	8月25日	10月22日	○	4回	846	+3	0.36%	令和2年12月25日
自動車・同附属品製造業	858	8月7日	8月25日	8月25日	10月22日	○	4回	861	+3	0.35%	令和2年12月25日
自動車整備業	862	8月7日	8月25日	8月25日	10月20日	○	4回	865	+3	0.35%	令和2年12月25日

（参考）

山形県最低賃金	790	---	---	7月2日	8月7日	●	6回	793	+3	0.38%	令和2年10月3日
---------	-----	-----	-----	------	------	---	----	-----	----	-------	-----------

【注】 専門部会等採決状況 ○：全会一致 ●：使用者側反対
 専門部会開催回数は、合同部会を含む回数。



令和2年10月26日

山形地方最低賃金審議会

会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金専門部会

部会長 コーエンズ 久美子

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内でポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業（家庭用エレベータ製造業及び冷凍機・温湿調整装置製造業を除く。以下同じ。）、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業、真空装置・真空機器製造業、これらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、他に分類されないはん用機械・装置製造業、建設機械・鉱山機械製造業のうち建設用クレーン製造業、化学機械・同装置製造業又は真空装置・真空機器製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 862円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和2年12月25日

公 益 委 員	伊藤 吉明	コーエンズ 久美子	山上 朗
労働者代表委員	蒲原 清天	佐藤 修一	鈴木 和幸
使用者代表委員	岩田 雅史	丹 哲人	保科 幸夫



令和2年10月26日

山形地方最低賃金審議会

会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気
機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
専門部会

部会長 山上 朗

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報
通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

山形県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業（民生用電気機械器具製造業、電池製造業、医療用計測器製造業（心電計製造業を除く。）、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は賄いの業務

ロ 手工具若しくは小型電動工具を用いて行う組線、巻線、かしめ、取付け又は穴あけの業務

ハ 手作業による包装、袋詰め、箱詰め、塗布、選別又は部品の差し、曲げ若しくは切りの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 846円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日

令和2年12月25日

公益委員	伊藤 吉明	コーエンズ 久美子	山上 朗
労働者代表委員	朝倉 義幸	柿崎 隆英	金子 浩
使用者代表委員	井上 弓子	太田 宏明	山本 和春



令和2年10月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車・同附属品製造業
最低賃金専門部会
部会長 村山 永

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定に
関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車・同附属品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車・同附属品製造業最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車・同附属品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車・同附属品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18歳未満又は65歳以上の者
 - (2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの
 - (3) 清掃、片付け、賄い又は手作業による包装の業務に主として従事する者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 861円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和2年12月25日

公益委員	阿部 未央	村山 永	山上 朗
労働者代表委員	木根 渕 広樹	今田 美津良	土岐 成紀
使用者代表委員	加藤 祐悦	鈴木 合子	原田 雅人



令和2年10月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車整備業最低賃金
専門部会

部会長 阿部 未央

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車整備業最低賃金

- 1 適用する地域
山形県の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77条の自動車特定整備事業を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者であって、自動車特定整備の業務に従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。
(1) 18歳未満又は65歳以上の者
(2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間 865円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生日
令和2年12月25日

公益委員	阿部 未央	コーエンズ 久美子	村山 永
労働者代表委員	小野 英晃	柏木 実	高橋 英樹
使用者代表委員	佐藤 光芳	丹 哲人	東海林 誠



(修正版)
令和2年10月26日

山形地方最低賃金審議会
会長 山上 朗 殿

山形地方最低賃金審議会
山形県自動車整備業最低賃金
専門部会
部会長 阿部 未央

山形県自動車整備業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和2年8月25日、山形地方最低賃金審議会において付託された山形県自動車整備業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は別紙2のとおりである。

山形県自動車整備業最低賃金

1 適用する地域
山形県の区域

2 適用する使用者
前号の地域内で自動車整備業（原動機付自転車に係るものを除く。以下同じ。）、
純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車整備業に分類されるものに限る。）又は道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第77
条の自動車特定整備事業（道路運送車両法施行規則第3条の分解整備を行うもの
に限る。）を営む使用者

3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者であって、前号の自動車の分解整備の業務に
従事する者に限る。ただし、次に掲げる者を除く。
（1）18歳未満又は65歳以上の者
（2）雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの

4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間865円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生日
令和2年12月25日

公益委員	阿部 未央	コーエンズ 久美子	村山 永
労働者代表委員	小野 英晃	柏木 実	高橋 英樹
使用者代表委員	佐藤 光芳	丹 哲人	東海林 誠

道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）（抄）

第六章 自動車の整備事業

（自動車分解特定整備事業の種類）

第七十七条 自動車分解特定整備事業（自動車（検査対象外軽自動車及び小型特殊自動車を除く。）の分解特定整備を行う事業をいう。以下同じ。）の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 普通自動車分解特定整備事業（普通自動車、四輪の小型自動車及び大型特殊自動車を対象とする自動車分解特定整備事業をいう。）
- 二 小型自動車分解特定整備事業（小型自動車及び検査対象軽自動車を対象とする自動車分解特定整備事業をいう。）
- 三 軽自動車分解特定整備事業（検査対象軽自動車を対象とする自動車分解特定整備事業をいう。）

特定整備制度概要

特定整備制度概要

分解整備の範囲拡大

交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会報告書

① 先進技術の点検整備のあり方

【現行制度の評価】

近年の自動車技術の電子化、高度化に伴い、現行の分解整備の対象となる装置の取り外しを伴わない整備又は改造であっても、当該装置の作動に影響を及ぼすおそれがあり、その結果として保安基準適合性に大きな影響を与えるものが増加している。

また、現行の道路運送車両法では、これらの整備又は改造が「分解整備」の定義には含まれておらず、また、先進技術にかかる装置は分解整備の対象装置となっていないため、これらについて点検整備記録簿への記載義務がない上、認証を受けない事業者であっても取外しを伴う整備又は改造が可能であり、整備作業の安全性確認が法制上担保されていない。

【今後の対応】

(イ) 国においては、自動車整備事業者が行う自動ブレーキ等の先進技術を搭載した車や自動運転車（以下「自動運転車等」という。）の整備について、その確実な実施を担保するため、これらの整備を行う自動車整備事業者を、「自動車特定整備事業者」（仮称）として認証することが必要である。また、使用者がこれらの事業者を判別できるようにすることが必要である。

道路運送車両法(第49条第2項)新旧

分解整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置又は連結装置を取り外して行う自動車の整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

特定整備

原動機、動力伝達装置、走行装置、操縦装置、制動装置、緩衝装置、連結装置又は自動運行装置（第四十一条第二項に規定する自動運行装置をいう。）を取り外して行う自動車の整備又は改造その他のこれらの装置の作動に影響を及ぼすおそれがある整備又は改造であつて国土交通省令（※）で定めるもの

（※）道路運送車両法施行規則第3条において規定

分解整備の範囲拡大

道路運送車両法施行規則

(特定整備の定義)

第三条 法第四十九条第二項の特定整備とは、第一号から第七号までのいずれかに該当するもの（以下「分解整備」という。）又は第八号若しくは第九号に該当するもの（以下「電子制御装置整備」という。）をいう。

一～七 (略)

八 次に掲げるもの（以下「運行補助装置」という。）の^①取り外し、^②取付位置若しくは取付角度の変更又は機能の調整を行う自動車の整備又は改造（かじ取り装置又は制動装置の作動に影響を及ぼすおそれがあるものに限る、次号に掲げるものを除く。）

^③

イ 自動車の運行時の状態及び前方の状況を検知するためのセンサー
ロ イに規定するセンサーから送信された情報を処理するための電子計算機
ハ イに規定するセンサーが取り付けられた自動車の車体前部又は窓ガラス

九 自動運行装置を取り外して行う自動車の整備又は改造その他の当該自動運行装置の作動に影響を及ぼすおそれがある自動車の整備又は改造

「特定整備」は、新たに認証が必要となる作業（電子制御装置整備）のみでなく、現在の分解整備も含む。

地方運輸局長の認証は

- (Ⅰ) 分解整備のみを行うパターン
- (Ⅱ) 電子制御装置整備のみを行うパターン
- (Ⅲ) 分解整備及び電子制御装置整備の両方を行うパターン の3パターンを想定

※いずれも、「自動車特定整備事業者」です

【特定整備(Ⅰ・Ⅱの両方を指す)】

(Ⅰ)
分解整備

(Ⅱ)
電子制御装置整備